

広 資 料 第 1 3 0 号
令 和 5 年 1 1 月 1 3 日
総 務 部 防 災 安 全 課
市 民 情 報 提 供 資 料

災害時における資機材の供給に関する協定締結について

このことについて、令和5年11月13日(月)、株式会社木下商会と「災害時における資機材の供給に関する協定」を締結いたしました。

締結した協定は、別紙のとおりです。

災害時における資機材の供給に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と株式会社木下商会（以下「乙」という。）は、災害時における資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、武蔵村山市内において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において必要となる資機材を、甲の要請に基づき乙が供給することについて、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において資機材を必要とするときは、資機材供給要請書（第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに資機材供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、資機材の優先調達に努めるものとする。

（資機材の種類）

第3条 乙が供給できる資機材は、次に掲げるものとする。

- （1）スポットクーラー、冷風機
- （2）大型ヒーター
- （3）照明器具
- （4）発電機
- （5）その他乙の取扱商品

（資機材の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に資機材を搬送し、引き渡すものとする。

2 乙は、資機材の搬送を完了したときは、速やかに資機材供給完了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

3 甲は、前項の報告を受けたときは、職員を派遣し、内容の確認を行った後に受け取るものとする。

（資機材の回収）

第5条 乙は、供給した資機材の使用が終了し、甲から依頼があったときは、資機材の回収を行うものとする。

（経費の決定及び負担等）

第6条 甲の要請により乙が供給した資機材の使用代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費等の額は、災害時等前の直近価格を基準として算出し、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

3 前項の協議により経費等の額が決定したときは、乙は積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(資機材の故障)

第7条 資機材の通常使用により発生した故障の修理費用は乙の負担とし、甲の故意又は過失により資機材を損傷した等、甲の責めに帰すべき事由により発生した故障の修理費用は甲の負担とする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに連絡体制を定め、災害時緊急連絡先(第3号様式)により相手方に通知しなければならない。連絡体制に変更が生じたときも同様とする。

(訓練への協力)

第9条 乙は、甲が実施する災害に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。


本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年11月13日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市 

乙 東京都武蔵村山市残堀四丁目31番1号

株式会社 木下商会 

株式会社 木下商会 様

武蔵村山市長

資機材供給要請書

災害時における資機材の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり資機材の供給を要請します。

記

- 1 災害の状況及び応援を必要とする状況
- 2 要請資機材の内容等

要請期間	要請資機材	要請数量	搬入希望場所

問合せ先

〔 武蔵村山市
担 当 者
電 話 番 号 0 4 2 - 5 6 5 - 1 1 1 1
F A X 0 4 2 - 5 6 3 - 0 7 9 3
E - Mail 〕

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

武蔵村山市長 様

所在地
名 称
代表者

資機材供給完了報告書

災害時における資機材の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり資機材の供給を完了したことを報告します。

記

供給の状況

実施期間	供給資機材	供給数量	搬入場所

問合せ先

（ 木下 商 会
担 当 者
電 話 番 号
F A X
E - Mail ）

第3号様式（第8条関係）

災 害 時 緊 急 連 絡 先

年 月 日現在

株式会社 木下商会

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
担当者		担当者	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	
E-Mail		E-Mail	
代表者の職・氏名			
担当者の部署・職・氏名			
備 考			

武蔵村山市

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	
E-Mail		E-Mail	

※ 夜間及び休日の場合は庁舎管理員が対応後、担当部署へ連絡

武 蔵 村 山 市 職 員 一 覧					
職名	氏 名	内線	職名	氏 名	内線